

40. 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用がある場合の利子税の見直し

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

平成28年度税制改正により、納税者が申告及び納付を行った後に更正の請求をし、これに対して税務署長が申告税額の過大があるとして減額の更正処分を行い、その後、税務署長が当初の申告額に満たない増額の再更正処分等を行ったケースにおいて、一定の期間、延滞税は発生しないこととなった。

上記のようなケースにおいて、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用を受けている場合で、かつ、利子税が発生する場合、現状は当該増額更正にかかる税額については利子税が発生してしまい、平成28年度税制改正の趣旨と合致しない内容となっていた。

(2)内容

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用を受けている場合において、納税者の更正の請求等により、税務署長が減額更正を行った後、増額更正を行うようなケースにおいては、当該増額更正により納付すべき税額にかかる利子税は発生しない。

(3)適用時期

平成29年1月1日以後に法定納期限が到来した国税について適用する。

2. 改正の趣旨・背景

(1) 最高裁判決(平成26年12月12日)の概要

最高裁判決(平成26年12月12日)では、以下のケースにおいて、相続税の法定納期限の翌日から増額の再更正により納付すべき本税の納期限までの期間について延滞税は発生しないとの判断が示された。その理由は、下記③の増額更正により納付すべき相続税額は、国税通則法60条1項2号において延滞税が発生する未納付の国税に当たるものではないからであるとされた。

- ① 納税者が相続税を法定納期限内に申告及び納付をした後、その申告に係る相続税額が過大であるとして更正の請求を行った。
- ② ①に基づき、税務署長が相続財産の評価の誤りを理由に減額更正処分を行った。
- ③ その後、税務署長が同じ相続財産の評価の誤りを理由に当初の申告額に満たない増額更正処分を行った。

(2) 平成28年度税制改正の概要(延滞税の計算期間の見直し)

(1)の判決を受け、平成28年度税制改正により、納税者が申告及び納付を行った後に更正の請求をし、これに対して税務署長が申告税額の過大があるとして減額の更正処分を行い、その後、税務署長が当初の申告額に満たない増額の再更正処分等を行ったケースにおいて、一定の期間、延滞税は発生しないこととなった。(一部発生するケースあり)

このような改正の理由は、当該延滞税の対象となる税額については、税務署長の減額更正処分によって未納付の状態が作出されたものであると考えられるためである。

(3) 改正の趣旨

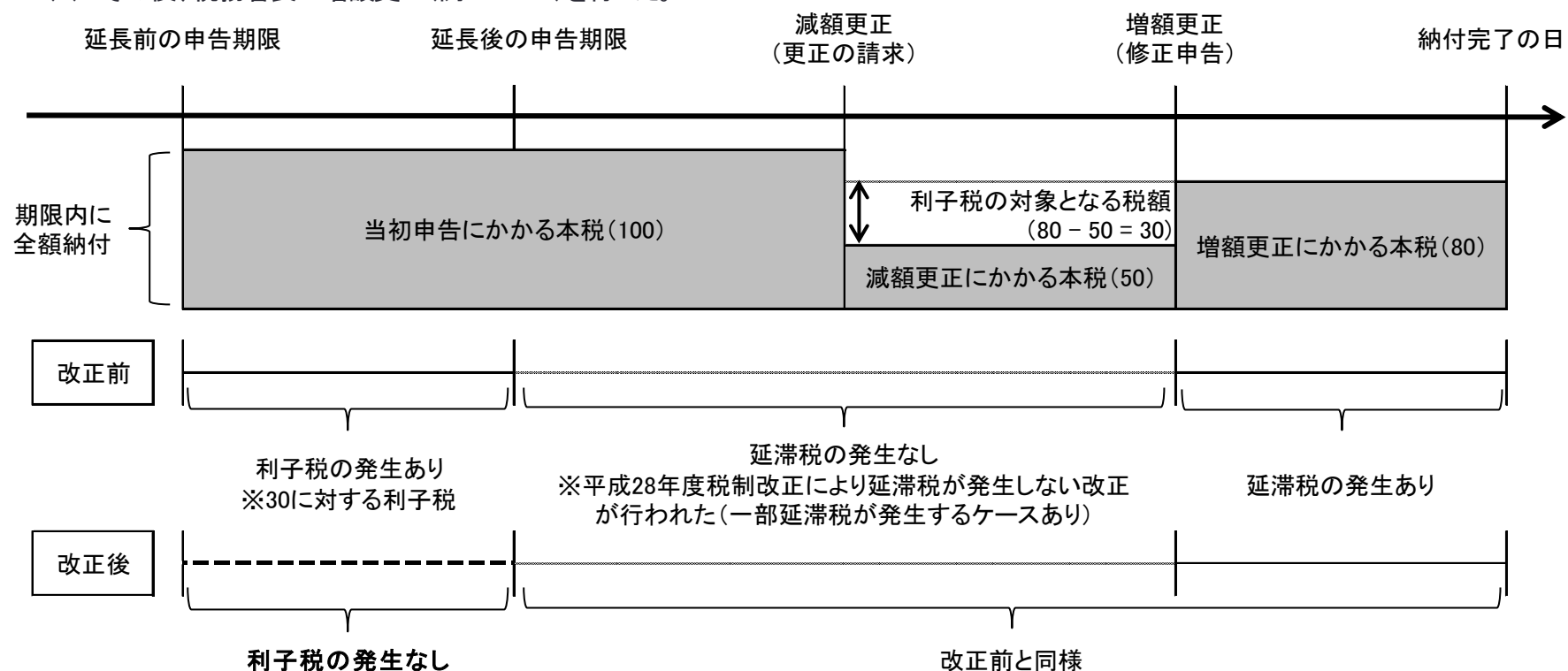
法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用を受けている場合で(2)のようなケースでは、平成28年度の改正により、延滞税は発生しなくなったものの利子税については延長前の申告期限から延長後の申告期限までの期間について発生する。

本改正は、平成28年度の改正と同様の理由により、このようなケースの利子税についても発生しないようにする趣旨の改正である。

3. 改正の内容

以下のような事例において、利子税の計算期間は、下図のとおり見直されることとなる。

- (1) 法人税の確定申告書の提出期限を延長し、期限内に本税の全額納付(例:100)を行った。
- (2) 納税者が申告及び納付をした後、その申告に係る税額が過大であるとして更正の請求を行った。
- (3) (2)に基づき、税務署長がその申告に係る税額が過大であるとして減額更正(例:100⇒50)を行った。
- (4) その後、税務署長が増額更正(例:50⇒80)を行った。



4. 適用時期

平成29年1月1日以後に法定納期限が到来した国税について適用する。